

# 平成28年度 北海道農業会議 事業計画

## I 事業推進に係る基本方針と重点課題

北海道農業会議は、法及びこれに基づく命令等によるもののほか、「一般社団法人北海道農業会議 農業委員会ネットワーク業務規程」に従い、公正かつ適格に事業を推進する。

新たな農業委員会制度の第一歩を踏み出す平成28年度の事業推進に当たって、本会議が会員との連携のもとに取り組むべき重点課題は、以下のとおりである。

### 1 農業委員会・農地制度改革の着実な実施に向けた取り組み

平成27年度の農業委員会法・農地法の改正を踏まえ、会員との連携のもとに本道の農業委員会系統組織の体制と活動を確保・確立することを根幹に据えた強力な運動を展開する。

また、28年度からは多くの市町村において、新たな農業委員会制度への移行に向けた準備が本格化することから、機構集積支援事業を活用した新たな制度の円滑な実施に向けた研修等を通じて、農業委員会系統の事務・事業活動について組織的な対応を行う。

さらに、農地利用の最適化の推進と農地台帳情報公開システム（全国農地ナビ）の適切な運用がなされるよう、農業委員・農地利用最適化推進委員に対する研修の実施、並びに事務局職員の資質向上のための研修等を強化する。その上で、農業委員会活動適正化通知を受けた農業委員会活動の報告・検証、議事録の整備・公開等をすすめ、法令業務の厳正な実施状況や地域における活動の実態を内外に周知させるため、農業委員会の対外的な広報・啓発活動を一層強化する。

### 2 TPP協定交渉等への的確な対応

TPP協定については、去る2月4日にニュージーランドで署名式が開催され、今後は参加各国により批准に対する国内での審議が始まることとなる。我が国では国会においてこれまでの国会決議との整合性の検証などの議論がすすめられることとなり、政府では「総合的なTPP関連政策大綱」に基づいた経営安定対策等の検討が開始されたところである。

このため、道内の農業関係機関・団体はもとより経済界・消費者団体なども含めて構成され、本会議も構成員として参加している「北海道農業・農村確立連絡会議」、「北海道TPP問題連絡会議」、並びに「TPP問題を考える道民会議」等との連携を密

にし関係機関・団体一体となって、国会決議との整合性を求め北海道農業を守る視点に立った要請活動等を推進する。

### 3 農政改革検討への取り組み

平成27年3月31日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては、基本的な視点として、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進する、としている。

また、前述のとおり、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づいた経営安定対策等の検討が開始されたところである。

このため、これらの方針等に基づいた、地域の実態に即した政策提案と予算の要求が必要であり、農業委員会系統組織として現場の声をくみ上げた政策の提案をすすめる。

### 4 優良農地の確保・有効利用に向けた取り組み

北海道農業会議ではこれまで、農地・担い手に関する政策の検討と提案を進めてきており、農地中間管理機構が行う農地売買等特別事業や青年就農給付金の見直しにおいて、我々の提案内容が一部実現されたところである。

今後もさらに、農業委員会系統組織として「人・農地プラン」の見直し等に向けた積極的な関与をすすめ、地域での話し合いを基本に据えた農地中間管理事業と各種協力金の活用による貸借地の連坦化・集団化などの生産力向上に効果的な農地利用調整に加えて、「青年就農給付金」や「スーパーL資金の利子軽減措置」などの各種支援措置を農村現場に即して効果的に活用する対策をすすめる。

加えて、遊休農地解消・未然防止業務の積極的实施に向けた支援と、北海道耕作放棄地対策協議会と連携した耕作放棄地解消・遊休化未然防止対策を推進する。

また、農地利用状況調査活動（農地パトロール活動）の実施徹底と荒廃農地に関する調査との連携に加え、所有者意向調査の実施・不在村所有者の確認等、地域における農地利用総点検活動を強化する。

### 5 担い手育成確保対策への取り組みの強化

意欲と能力のある担い手の育成確保は、本道農業の発展にとって最も重要な課題であり、認定農業者・農業生産法人・集落営農等の担い手育成対策に加えて、経営改善と家族経営協定締結推進等の経営支援対策に強力に取り組む。

また、今後の新規就農・担い手・経営体育成施策適用の基本条件となる、人・農地プランの見直しに向け、農業委員会系統組織として積極的な関与と支援をすすめ、認

定農業者等担い手の育成・確保を図る。

さらに、青年就農給付金の積極的活用と更なる要件等の改善対策をすすめ、加えて新たな後継者支援施策の検討と提案活動を実施する。

## 6 担い手・農地関係業務推進に係る連携の強化

農地・担い手対策・農の雇用事業の推進に向けて、公益財団法人北海道農業公社との連携を強化し、農村現場への支援活動を充実させる。

さらに、上記と関連し本会議として、農業者をはじめ、JA・市町村担当者等への研修・相談対応及び、現場からの研修実施要望と連動した効率的な研修を実施する。

## 7 農業者年金推進対策の強力な実施

農業者年金制度は、担い手対策の一環であると同時に、農業者の老後生活の安定にとって重要な制度であり、本道農業者にとって欠くことのできない制度となっている。

25年度から中央段階では、29年度までに累計13万人の加入者確保を目標とする運動が提起され、本道ではこれに呼応して新規加入を積極的に推進した結果、25～27年度の新規加入者数目標1,353人に対して、27年12月までの新規加入者数実績は2,478人を獲得しているところであり、本年度も引き続き強力な加入推進対策として研修・相談・普及資材提供等の活動を展開する。

さらに、農業委員会・JAにおける農業者年金業務の適正且つ円滑な事務実施に向けた支援活動として、研修・業務相談・個別相談を積極的に実施する。

加えて、制度・運用改善への検討をすすめ、全国農業会議所・全国農業者年金連絡協議会と連携し、北海道農業者年金協議会と協力して取り組む。

# III 事業計画

## 1 諸会議の開催

### (1) 総会の開催

2回開催予定。

### (2) 理事会の開催

概ね3回開催予定。

### (3) 監事会の開催

概ね1回開催予定。

## 2 農政対策の推進

農業生産力の増進および農業経営の合理化のための諸制度・施策の具体化等、必要な農政対策を推進する。

また、各級議会・行政機関に対し、常設審議委員会の決定を経て、意見を提出する。

なお、常設審議委員会に地方農業委員会連合会会長会議を設けて必要に応じて開催し、所要の検討を行う。

- (1) 農地・農業委員会制度改革への組織対応
- (2) 新たな食料・農業・農村基本計画に基づく経営所得安定・自給率対策等の実現に向けた諸制度・施策の確立対策
- (3) TPP協定交渉に関する対策
- (4) 農業予算・農業委員会関係予算対策
- (5) 農地・農業経営に関する税制対策
- (6) 経営所得安定対策、日本型直接支払制度の推進対策
- (7) 全国農業委員会会長大会等への参加と北海道集会の開催
- (8) その他、担い手・農地対策を中心とした関係諸対策

## 3 農業委員会系統組織対策の推進

新たな法律に基づく農業委員会業務の適切な実施と活動強化への支援、農業会議の組織・運営等の継続的検討などの系統組織対策を以下により推進する。

- (1) 地区別農業委員会会長・事務局長会議、研修会の開催（全道14地方農委連）
- (2) 市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催（年1回予定）
- (3) 全道農業委員会事務局長会議の開催（年1回予定）
- (4) 市町村農業委員会職員研修会の開催（年1回予定）
- (5) 新たに農業委員が選出される市町村に対する積極的な支援と農業委員会の円滑かつ効果的な運営に向けた支援
- (6) 新たな農業委員会法に基き、これまでの成果を踏まえた強力な組織運動の展開と現場に根付いた活動をこれまで以上に展開するための新たな組織運動の検討
- (7) 女性・若手農業委員確保対策の推進
- (8) 農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員の資質向上のための研修の実施
- (9) 農業委員会活動の報告・検証と対外的な広報・啓発活動の推進
- (10) 市町村農業委員会に対する協力・支援、地方農業委員会連合会との連携・協力
- (11) 東北・北海道農業委員現地研究集会（東北・北海道農業活性化フォーラム）の開催

## 4 農地対策の推進

農用地の確保・保全、認定農業者等への農用地の利用集積、農地有効利用促進のため

めの諸対策・事業を推進する。

- (1) 市町村段階農地関係業務担当職員研修会の開催（年1回予定）
- (2) 構集積支援事業の推進
- (3) 交換分合技術研修等活動業務による研修会の開催を通じた交換分合事業の推進
- (4) 農地中間管理事業推進法・改正農地法・農業経営基盤強化促進法等の周知と適正な運用等に向けた支援
- (5) 農地中間管理事業等の農地流動化関連事業及び農地業務関係団体との連携による農地流動化・有効利用対策の推進

## 5 担い手・農業法人対策の推進

担い手の育成確保と経営改善等の以下の支援対策を推進するほか、農業経営の法人化推進のための研修会を年1回程度開催し、現地指導を行う。

- (1) 認定農業者の育成確保と農地所有適格法人の設立・運営への支援等対策の推進
- (2) 家族経営協定の普及、担い手育成・経営確立に関する諸対策の推進
- (3) 農の雇用事業の推進

## 6 担い手・農地関係業務に係る連携と対応

- (1) 農地・担い手対策の推進に向けた公益財団法人北海道農業公社との連携強化
- (2) 現地相談・研修活動の計画的推進など、JA・農業者等農村現場に対する支援活動の実施と強化

## 7 農業者年金対策の推進

農業者年金制度に関する研修会開催（年4回程度）及び相談会等を開催し（年6回程度）、資料の配付等を行い、以下の推進を図る。

- (1) 農業者年金制度の啓発普及、新規加入対策の強力な推進
- (2) 農業者年金業務指導事業（含む相談活動）の推進

## 8 調査事業の推進

農業委員会系統組織の活動推進に資するため、各種調査を実施する。

- (1) 田畑売買価格調査、小作料調査、その他農地関係基礎調査の実施
- (2) 農地・担い手・経営対策等、構造政策の推進に関連する調査の実施

## 9 情報活動事業の推進

農業者・関係者への的確な情報提供と意識啓発等のため、情報活動事業を推進する。

- (1) 機関誌（会報）の発行

- (2) 「全国農業新聞」の普及推進並びに「北海道版・東日本版」の編集・協力
- (3) 「全国農業図書」の普及推進
- (4) 「農業委員会だより」の発行等、市町村農業委員会の行う情報活動への支援
- (5) 北海道農業会議ホームページの充実等、幅広い情報の提供

## 10 法定所掌事項の実施

常設審議委員会を年間概ね11回開催し、以下の法令に基づく所掌事項を審議・処理する。

- (1) 農地法に基づく事項
- (2) 農業経営基盤強化促進法に基づく事項
- (3) 農業振興地域整備法に基づく事項
- (4) 土地改良法に基づく事項
- (5) 土地区画整理法に基づく事項
- (6) 特定農山村法その他法令に基づく事項

## 11 情報管理対策の強化

各種業務において、役員及び職員が個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにする。

## 12 各種協議会に対する協力・支援

北海道農業会議が事務局を担当する以下の協議会等の運営について、協力・支援を行う。

- (1) 北海道農業者年金協議会
- (2) 北海道耕作放棄地対策協議会